

契約書に盛り込むべき条項

(無催告解除)

第〇〇条 当該契約における貸主と借主は、三重県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）で規定されている「不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等」の内容を尊重し、その責務を果たすため、次の各号の一に該当する行為を行った場合には、貸主において、催告をすることなく当該契約を解除することができることで合意した。

(1) 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る土地上の建築又は設置した建物等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき

(2) 当該契約締結後、借主が自己又は第三者をして、賃貸借期間中に当該契約に係る土地上の建築又は設置した建物等を暴力団の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用したことが判明したとき

(3) 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る土地上の建築又は設置した建物等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき

2 借主は、貸主が前項の規定に基づき、当該契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用及び有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

3 借主は、貸主又は媒介業者が行う当該契約に係る物件を自己又は第三者をして、建物等を建築又は設置し、暴力団の事務所として使用しないことに関する調査に協力し、貸主又は媒介業者が同調査に必要と判断する資料を提供しなければならない。

